

指導者暴力等相談窓口運用細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人長野県サッカー協会（以下「本協会」という。）の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置した「一般社団法人長野県サッカー協会指導者暴力等相談窓口」（以下、「窓口」という。）の運用方法等について定める。

(被通報対象となる行為者)

第2条 本細則の被通報対象となる行為者（以下、「被通報者」という。）は、本協会に登録する次の個人に限定する。

- (1) 指導者
- (2) 加盟団体又は加盟チームの代表者

(被通報対象者の行為)

第3条 被通報者の対象行為は、登録された第2条の行為者が、サッカー活動現場で行った暴力（直接的暴力行為、暴言、威圧行為等）の行為とする。

(通報者の範囲)

第4条 窓口に通報できる者（以下、「通報者」という。）は、原則として、第3条に定める通報の対象行為によって被害を受けた者またはその家族、関係者、代理人もしくはこれに準ずる者とする。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

- 2 通報者は、原則として本協会公式ホームページ内に設置する「指導者暴力等相談窓口」からリンクする「指定ホーム」に書き込む方法により通報する。
- 3 通報者は、2項に定める方法以外の方法（電話、文書等）での通報を希望する場合は、その方法につき、協会事務局に相談できる。
- 4 通報者は、暴力行為について、出来る限りその内容（いつ、だれが、誰に対して、どのような状態で、どのような行為に及んだか等）を第2項または第3項に定める方法により、簡潔に報告する。
- 5 窓口は、通報者による行為者の特定情報（氏名、所属団体等）の提供を、相談受付の必須条件とする。

(窓口の担当者等の責務)

第6条 窓口は、本協会事務局に設置し、専務理事が統括する。

- 2 窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、通報の受付にあたって、誠実に対応するよう努めなければならない。
- 3 窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。
- 4 窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。
- 5 窓口は、通報者の氏名（匿名の場合を除く）、通報の経緯、内容及び証拠等記録を保管、管理する。
- 6 窓口は、原則として通報を受けた日から15日以内に、通報の対象行為に対して調査を行うか否かの通知を通報者に対して行うものとする。通知は専務理事が行う。ただし、電話番号やメールアドレス等の連絡先の申告がないなど、通報者が望まない場合又は匿名の通報の場合はこの限りではない。

(通報者および当事者の個人情報の保護及び不利益な取り扱いの禁止)

第7条 通報の受付、調査、裁定等に関与し情報を知り得た関係者は、「内部通報者保護規定」に基づき、当事者の個人情報を適切に保護しなければならない。通報者に不利益な取り扱いを行ってはならない。

- 2 本協会の役職員等は、窓口の担当者及び調査を依頼された者等に対し、当事者の個人情報を開示するよう求めてはならない。

(通報に基づく調査)

第8条 通報を受けた窓口は、通報の内容を精査した後、専務理事が、それをコンプライアンス担当役員（以下、「担当役員」という。）経由で会長に報告し、会長は担当役員と調査の要否を協議したうえで、「規律・フェアプレー委員会」（以下、「規律委員会」という。）に対し、通報者の個人情報以外の通報情報を伝えるとともに、調査を指示し、同委員会はそれに基づき調査を開始する。

- 2 公益財団法人日本サッカー協会暴力等相談窓口（以下、JFA窓口という。）への直接通報により、同協会が本協会へ調査依頼をしてきたものも、前項と同様の扱いとする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、以下に該当する場合は、会長は担当役員と協議して、以降の調査等を講じない判断ができる。
 - (1) 通報者又は被害者が被通報者（行為者）に対する措置を望まない場合
 - (2) 通報者、被害者、被通報者（行為者）又は対象行為に関する十分な情報が提供されないことにより事実関係の調査が困難であると本協会が判断した場合
 - (3) 警察、自治体若しくはこれに付設された機関、学校、他のスポーツ団体等の同種の機関又は本協会加盟団体等により既に対応済み、又は調査中の事案の場合
 - (4) 既に法的紛争となっている又は今後法的紛争となることが合理的に見込まれる場合
 - (5) 上記のほか、本協会又は加盟団体が調査を行うことが明らかに適切でないとする場合

(調査の方法等)

第9条 被通報対象者及びその関係者は、通報事項に対する調査に対して、積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

- 2 規律委員会は、調査にあたり、本協会の各部署や委員会に対し情報、意見等の提供を求めることができる。また、必要に応じて弁護士に調査を依頼することができるものとする。
- 3 専務理事は、調査の進捗について、定期的に規律委員会委員長から報告を受け、担当役員経由で会長に伝達する。

(調査結果に基づく対応)

第10条 規律委員会は、調査結果を専務理事に報告し、同理事はそれを「規律裁定委員会」（以後、「裁定委員会」という。）に報告し、裁定委員会は、調査報告に基づく公正な判断のもとに、懲戒処分、刑事告発、再発防止措置等の必要な処分案を決定する。

- 2 被通報対象者は、裁定委員会の懲戒処分案決定に対し、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられる。
- 3 裁定委員会は、通報者が当該調査対象である違反行為に自ら関与して通報してきた場合、自ら通報を行ったことを斟酌し、当該通報者に対する懲戒処分案を軽減することができるものとする。
- 4 裁定委員会は、同案を専務理事、担当役員経由で会長に決裁を仰ぎ、会長はこれを決裁し処分を下す。必要に応じて理事会に報告する。なお、同案を裁定委員会に差し戻す場合は、合理的な理由を付すものとする。
- 5 JFA窓口からの調査依頼の調査結果に基づく措置等については、JFA裁定委員会の判断、決定に委ねるものとし、処分措置等を本協会に委ねられた場合は、本条に定めるとおりとする。

(懲罰等)

第11条 本細則の違反行為者は、社会や本協会の諸規範、諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)

第12条 本細則の改正は、会長が定める。

附則

1 この細則は2023年6月11日より施行する。